

小郡市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年2月13日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 佐々木 益雄

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和6年1月9日から令和6年1月26日まで
- 2 監査対象 教育部 スポーツ振興課
- 3 監査範囲 令和5年4月1日から令和5年11月30日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、契約事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局より監査対象課に対して指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

(1) 体育施設使用料について適正な事務処理を求めるもの

小郡地域運動広場テニスコート使用料について、令和5年3月使用の使用料の一部を、令和5年4月に令和5年度の歳入として調定し、収入していた。

使用料は、許可の際に徴収することとなっており、適当な時期に調定し、収入しなければならない。適正な事務処理を行われたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

(1) 文書事務（1件）

- ・文書管理が適正でないもの

(2) 徴収事務（1件）

- ・体育施設使用料が適正に徴収されていないもの

(3) 旅費支出事務（1件）

- ・出張命令及び出張復命が適正でないもの

(4) その他支出事務（1件）

- ・支出負担行為として整理する時期が適正でないもの

(5) 契約事務（5件）

- ・物品役務の契約に係る必要書類が提出されていないもの
- ・契約書及び請書に不備があるもの
- ・暴力団関係業者排除手続が適正でないもの
- ・個人情報を取扱う業務委託手続が適正でないもの
- ・随意契約の内容等の公表が適正に行われていないもの

(6) 物品管理事務（2件）

- ・公用車の使用手続が適正でないもの
- ・公印の管理が適正でないもの

(7) 予算事務（1件）

- ・財政課長の合議がないもの

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。